

NPO法人八代市スポーツ協会スポーツ少年団本部規定

第一章 総 則

第1条 NPO法人八代市スポーツ協会（以下「本会」という）は、八代市スポーツ少年団本部を設置する。

第2条 八代市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）は、スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬するために、市内の各スポーツ少年団（以下「単位少年団」という。）を育成指導することを目的とする。

第3条 本部は、単位少年団を統轄し、熊本県スポーツ少年団本部に加盟する。

第4条 本部は、事務所を本会事務局内に置く。

第二章 事 業

第5条 本部は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の登録
- (2) スポーツ少年団指導者ならびにリーダーの養成
- (3) スポーツテストを実施する
- (4) 熊本県及び全国的事業への代表者派遣
- (5) スポーツ少年団の交流活動の実施
- (6) 青少年のスポーツに関する調査研究
- (7) 関係団体との連絡調整
- (8) その他、必要な事業

第三章 登 録

第6条 八代市スポーツ少年団本部への加入は、単位少年団ごとの登録（以下「登録団体」という。）をもって行う。

- 2 熊本県体育協会スポーツ少年団への登録を行う場合は、前項の登録を経て行うものとする。
- 3 登録に関する手続き等についての詳細は、別途定める。

第四章 組 織

第7条 本部は、本会会長の委嘱する次の委員をもって構成する。委員の総数は10名以内とする。

1. 八代市スポーツ協会役員 若干名
2. 登録団体の指導者 若干名
3. 八代市スポーツ少年団連合会より推薦されたもの 若干名
4. その他会長が指名するもの 若干名

第五章 役 員

第8条 本部に次の役員を置く。

- 本部長 1名
- 副本部長 若干名
- 常任委員 若干名

第9条 本部長は、NPO法人八代市スポーツ協会会長が本会副会長の中から指名する。

第10条 本部長は、本部を代表し、会務を統轄する。

第11条 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長が指名する副本部長が

その職務を代行する。

第12条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本部の任務を処理する。

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、NPO法人八代市体育協会役員の選出と同時期に行う。

2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後においても、第8条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

第14条 本部に顧問をおくことができる。顧問は常任委員会の推薦したものにつき、本部長が委嘱し、常任委員会の諮問に応じる。

第六章 会 議

第15条 本部の会議は、常任委員会及び登録団体の代表者による会議(以下「代表者会議」という。)とする。

2 常任委員会は、第8条に定める役員をもって構成し、スポーツ少年団の事業計画、予算、事業報告、決算のほか、業務に関する重要事項で本部長が付議した事項を決議する。

3 常任委員会及び代表者会議は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

4 代表者会議は、第8条に定める役員のほか登録団体の代表者で構成し、本部長または常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときに開催することができるものとする。

5 構成員が会議に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、委任した構成員は、出席したものとみなす。

第16条 会議の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

2 会議は、構成員の2分の1以上、出席しなければ開会することができない。

第七章 会 計

第17条 本部の会計は、各種補助金・助成金、寄付金及び登録料等をもって支弁し、本会の定款の定めるところにより処理する。

2 本部登録料の額については、別途定める。

第八章 雑 則

第18条 この規程の執行に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

第19条 この規程の改廃は、常任委員会構成員の過半数の同意を得た後、本会理事会の承認を受けて行うものとする。

2 本部長は、やむを得ず常任委員会の開催ができないと判断した場合には、常任委員会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって常任委員会の賛成決議に代えることができるものとする。

附 則

1. この規約は、昭和44年3月14日より実施する。

2. この規約の一部改正は、平成26年4月1日より施行する。

3. この規約の一部改正は、令和元年6月1日より施行する。
4. 令和4年6月1日一部改正。